

歳末たすけあい助成事業実施要項

（目 的）

第1条 この要項は、「歳末たすけあい運動」の一環として、北見市内の福祉団体やボランティア団体等が歳末時期に実施する自主的な福祉活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの機運を高めるとともに地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（助成対象）

第2条 北見市内の福祉のまちづくりに取り組む次の団体等を対象とする。

- （1）ボランティアグループなどの福祉活動団体
- （2）当事者団体
- （3）子育てを支援する団体
- （4）福祉教育に取り組む市内の小中学校、高校、専門学校、大学

ただし、北海道社会福祉協議会、北見市、北見市社会福祉協議会からボランティア協力・実践校の指定を受けている場合は除く

2. その他、地域福祉活動を推進する団体等

ただし、目的が明らかでない事業や、政治・宗教活動、営利を目的とする団体、暴力団に関係のある団体は助成の対象外とする。

（助成対象事業）

第3条 対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）児童、青少年、ひとり親家庭、障がい者（児）、高齢者などへの福祉事業
- （2）学校が取り組む福祉教育事業等（地域団体等との連携による事業を含む）
- （3）その他、特に必要と認められる事業

2. 事業の実施時期は概ね12月1日から翌年1月中旬までとする。

3. 歳末時期を含む通年で実施される事業については、原則、翌年度助成の対象とする。

（申請方法）

第4条 助成を受けようとする福祉団体等は、別に定める助成金申請書等に必要事項を記載し、本会へ提出するものとする。

（助成の審査・決定）

第5条 申込期限終了後、北見市共同募金委員会審査委員会において審査・決定する。

（助成金の額）

第6条 助成金は、1団体につき1事業とし、その額は5万円を上限とする。ただし、助成額の額は予算の範囲内とする。

（助成対象経費）

第7条 助成の対象となる経費は、講師謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、食材料費、消耗品費、手数料、使用料及び賃借料とする。

ただし、団体の運営費（事務所家賃、人件費、光熱水費）、事務機器・備品の購入費、弁当・飲食代は対象外とする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、北見市共同募金委員会審査委員会で決定後、速やかに交付するものとする。

(事業の報告)

第9条 助成事業完了後、別に定める事業報告書ならびに収支決算書等に必要事項を記載し、本会に提出するものとする。

(広報および募金活動への参加)

第10条 助成を受けた団体は、事業参加者に歳末たすけあい募金の助成事業であることを積極的に周知するものとともに、共同募金運動期間に行なわれる募金活動等に積極的に参加するものとする。

(助成の取消)

第11条 助成事業の遂行が対象期間内に不可能と認められたとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成金の取消または助成金の返還を求める場合がある。

附 則

この要項は、平成28年10月1日より施行する。